

「図書館」と「情報」

高校の情報科で「図書館」を教える

愛知県立旭陵高等学校 石川 伸明

1

このごろは「情報」をコンピュータと同一視する風潮がみられるが、コンピュータが発明される以前から「情報」は私たちの社会に存在していたのであるから、「情報」にとってコンピュータが不可欠なものでないことは明らかである。したがって、「情報とは何か」という「情報の本質」に迫るには、いったんコンピュータから離れてその歴史を振り返ってみることが必要である。このような考え方に立って「情報の歴史」について概観した小論を勤務校の生徒向け機関誌に掲載し(石川伸明「真理がわれらを自由にする」『月報旭陵』第360号、愛知県立旭陵高等学校、2009年9月6日発行、12~16ページ)、さらにその翌年度からは情報科の科目を受講する生徒に配付している。

勤務校は郵便制度を利用した通信制高校であり、おもに「紙と鉛筆」での通信教育をおこなっている。主たる使用教材である教科書は全日制や定時制と共通の文部科学省検定済教科書であるが、その他に生徒の自宅での学習を援助するために補助の教材も併用する。通信制で教師が自作の教材を生徒に配付することは、全日制や定時制で言えば授業のなかで教科書の内容を教師が補足することに当たり、したがって私が自作して配付する印刷教材は言わば「私の授業」の一部に相当する。

本稿は、この「私の授業」のなかから、さらにその一部である国立国会図書館を中心とした「図書館」の部分抜き出して詳しく紹介することにより、普通教科の情報科のなかで「図書館」を私がどのように教えているか、(それは私の教育実践の全体から見ればごく一部に過ぎないが)その一端を報告するものである。

2

コンピュータが発明されインターネットが普及するまで私たちは、調べものをするときには「図書館」に出掛けて「情報検索」をした。インターネットが普及する以前はもちろんのこと、じつは現在でも「図書館」は「情報のセンター(中心)」に位置づけられる。

いま日本で国の中央図書館に位置づけられる図書館は国立国会図書館であるが、国立国会図書館は第二

次世界大戦後、戦前への反省に立って設立された。国立国会図書館法の前文には「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」とある。その理念について当時の国会では羽仁五郎議員(参議院図書館運営委員長)が「従来の政治が真理に基づかなかった結果悲惨な状況に至った。日本国憲法の下で国会が国民の安全と幸福のため任務を果たしていくためには調査機関を完備しなければならない」と説明している。

むろん国会議員が「情報」を独占しては民主社会の実現はおぼつかない。行政・司法の各部門はもとより、ひろく国民一般に対しても「情報」は提供されなければならない。国立国会図書館法は第2条で「国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。」と規定し、第21条では「国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、(中略)、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。」と規定している。

さらに国立国会図書館以外の図書館(公立図書館・私立図書館・図書館同種施設)について定めている図書館法は第17条で「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定している。つまり国立国会図書館法と図書館法は、国立国会図書館と公立図書館の制度が国民の「知る自由」を保障するための制度であることを定めているのである。

国立国会図書館法は第20条で行政および司法の各部門の図書館を国立国会図書館の支部図書館と位置づけることを規定している。立法部門(国会)だけでなく行政(政府)および司法(裁判所)の各部門も含めた国の図書館が所蔵する全ての図書館資料は、原理的には全ての国民が利用できることになる。

国立国会図書館法は第24条と第24条の2で、国および地方公共団体が発行する出版物の国立国会図書館への納入を規定しているほか、第25条では、それ以外の一般の国民に対しても出版物を発行したときは「発行の日から30日以内に、最良版の完全なもの1

部を国立国会図書館に納入しなければならない。」と規定している。戦前には、出版物は「検閲」のために事前に政府に差し出さなければならないとされ、いま国立国会図書館が所蔵している図書館資料の一部には、戦前に「検閲」のために政府に差し出されたものが継承されていることは確かだが、国立国会図書館法は第25条で納入の目的を「文化の蓄積及びその利用に資するため」と規定することによって、国立国会図書館への納入義務が「検閲」を目的とするものでないことを明らかにしており、戦前との断絶を表明している。

国内で発行されるすべての出版物の納本を法律で義務づける制度を納本制度といい、納本制度を担当する図書館を納本図書館という。納本図書館は、納本制度によって収集した図書館資料を国民の利用に供するので、国の中央図書館に位置づけられる。中央図書館は国民にとっては国民の図書館であるとも言える。一方、議会の立法活動のための調査機能を持つ図書館を議会図書館という。日本の国立国会図書館は、議会にとっては議会の図書館(diet library 国会図書館)であるとともに、国民にとっては国民の図書館(national library 国立図書館)であるということになる。だからこそこの「国立国会図書館(National Diet Library)」なのである。

3

日本の国立国会図書館は、議会図書館みずからが中央図書館を兼ねる制度設計になっているわけだが、諸外国の例をみても、議会図書館が同時に中央図書館である国は多くない。国立国会図書館制度のねらいは、戦前の「情報統制」の反省に立ち、新しい憲法の制定とともに、国権の最高機関である国会みずからが国民に対して直接に「知る自由」を保障していこうとの考えに基づくのであろう。議院内閣制では政府は国会のなかの多数党で構成されるから、もし中央図書館が政府の内部に設置されるとすれば、中央図書館の運営に国会のなかの少数党の意見が反映されない可能性があり、国民の少数派の言論が封殺される危惧がないとは言えない。

国立国会図書館と公立図書館が保障する国民の「知る自由」は、表現者にとっての「表現の自由」を反面から保障するものであり、これは「出版の自由」「学問の自由」「言論の自由」「思想の自由」など憲法が保障する市民的自由に直結する。これらの市民的自由を総括して仮に「情報の自由」と称するならば、戦前の図書館が特定の思想を国民に注入するための「思想善導」の機関であったのに対して、戦後の図書館は「情報の自由」を保障するための機関であると評すること

ができよう。インターネットが普及した今日でも、国の中央図書館である国立国会図書館を頂点とする図書館のネットワークは、国民に対して「情報センター」としての機能を果たしている。

図書館が図書その他の資料を収集するのは、「モノ(有体物)」としての資料そのものが目的なのではなく、それに掲載された「情報」が目的なのであるから、図書館資料は「情報」として取り扱うことが有効である。小説などの文学作品では第1ページの1行目から順に読み進めないと効用が減少するのであろうが、そのような少数の例外を除けば、ほとんどの図書館資料は第1ページから順に読む必要はなく「情報」を調べるために利用するものである。大量の図書館資料の中から自分にとって必要な「情報」の所在を知るには、かつてはカードや冊子体の目録で検索をしなければならなかったが、このごろは「情報」がデジタル化され、コンピュータを利用したデータベースで効率よく検索できるようになった。

また、図書館司書が提供するレファレンスサービス(参考奉仕)は、利用者が必要とする「情報」へのアクセス(接近)を援助してくれる。インターネットを利用しWeb上でレファレンスサービスを提供する図書館も現れている。図書館がひろく国民一般に「情報」を取り次ぐことを主要な目的としている以上、目録やデータベースによる蔵書検索やレファレンスサービスの質がその図書館の値打ちを大きく左右すると言っても過言ではない。私たち国民の側でも、このような図書館サービス(図書館奉仕)を活用できるスキル(技能)を身につけることは、民主社会の一員として必須のリテラシー(教養)だと言える。

4

高校の普通教科である情報科において、私は以上のような内容で、「情報センター」としての「図書館」を教えており、具体的には次のような実習をおこなっている。

(1) 国立国会図書館のWebサイトを閲覧し、国立国会図書館が自身のことをどのように説明しているか知る。とくに、その使命や役割をどのように説明しているか、納本制度をどのように説明しているか、を知る。

(2) 自分が住んでいる地元の地方自治体が設置している公立図書館のWebサイトを閲覧し、その所在地や開館日、開館時間など利用方法を知る。

(3) 国立国会図書館または地元の公立図書館のWebサイトに開設されている蔵書検索のページを利用して、蔵書検索の体験をする。

生徒はこれまで、図書館についてこのような内容を知らされたことはないようであり、なかには図書館について初めて教えられたと言う生徒もいた。

5

知識社会とも情報社会とも呼ばれるようになった今日の社会では、すべての人が、「情報」の一方的な受け手としてでなく、自分にとって必要な「情報」を検索したり、さらには自分から「情報」を発信したりと、「情報」に対して能動的に行動することがこれまで以上に求められる。情報通信技術の発達によって誰もが「情報」の発信者になりうるため、社会にはさまざまな「情報」が流通するようになり、そのなかから自分にとって必要な「情報」を見つけだすスキルや流通する「情報」の真偽を見極めるスキルを身につけることが、これまで以上に重要になってきた。高校で普通教科の情報科が新設されたのは、このような時代背景があったからだろう。

このような「情報」を収集・検索したり「情報」の真偽を見極めるスキルを身につけることを含みリテラシーの教育は、これまで学校ではあまり熱心におこなわれてこなかったが、じつは社会教育の機関である「図書館」では、利用者の求めに応じておこなわれていた。

これまでも「図書館」では印刷メディアによる出版物だけでなく視聴覚メディアによる資料も含め、ひろく図書館資料を収集して国民の利用に供してきたし、さらにこのごろではそれに加えて電子書籍などの電子メディアによる「情報」やインターネットのWebサイトに掲示されている「情報」も収集し始めている。コンピュータが発明されインターネットが普及する以前はもちろんのこと、じつは現在でも、「図書館」が「情報のセンター」に位置づけられることに変わりはない。

高校の情報科で「図書館」を教えることは、情報科の教育目的を達成するために必要であり、かつ、有効である。

参照条文

国立国会図書館法(昭和23年2月9日法律第5号)抄
最終改正：平成21年7月10日法律第73号

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

第1条 この法律により国立国会図書館を設立し、

この法律を国立国会図書館法と称する。

第2条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第3条 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第20条 館長が最初に任命された後6箇月以内に行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による国立国会図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各庁においては1箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

第21条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

1 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複製若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

2 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。

3 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。

4 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第24条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、30部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 1 図書
- 2 小冊子

- 3 逐次刊行物
- 4 楽譜
- 5 地図
- 6 映画フィルム
- 7 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
- 8 蓄音機用レコード
- 9 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

第 24 条の 2 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第 1 項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては 5 部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては 3 部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

第 25 条 前 2 条に規定する者以外の者は、第 24 条第 1 項に規定する出版物を発行したときは、前 2 条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から 30 日以内に、最良版の完全なもの 1 部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第 1 項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第 25 条の 2 発行者が正当の理由がなく前条第 1 項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第 25 条の 3 館長は、公用に供するため、第 24 条及び第 24 条の 2 に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録

することにより収集することができる。

第 24 条及び第 24 条の 2 に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

館長は、第 24 条及び第 24 条の 2 に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第 1 項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供しよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

資料（生徒に配付する印刷教材）

石川伸明「真理がわれらを自由にする」『月報旭陵』第 360 号、愛知県立旭陵高等学校、2009 年 9 月 6 日発行、12～16 ページ から転載。

平成 20 年度から本校の情報科を担当しています。ところで、皆さんは「情報」という言葉から何を連想しますか。このごろは「情報とはコンピュータのことだ」との誤解が普及しているので、コンピュータのことを連想する人も多いかもしれません。しかし、コンピュータが発明される以前から「情報」は私たちの社会のなかに存在していたのですから、コンピュータが「情報」に不可欠なものでないことは明らかです。「情報」の本質に迫るには、いったんコンピュータから離れて、その歴史を振り返ってみることが必要です。

「情報(information)」とは、広義には、人が受けとる「記号(sign)」のすべてですが、それでは広すぎてとらえどころがないので、ここでは狭くとらえて、発信者が発信の意図を持って発信し、受信者が受信の意図を持って受信するものに限定して考えることにしましょう。典型的には言語で表現されたものが該当しますが、絵画や写真など視覚的に直観するメディア(情報媒体)も利用されます。印刷術が発明される以前は、一部には狼煙や半鐘などによる一斉の報知も行われましたが、おおむね個人と個人のあいだのパーソナル(個人的)なコミュニケーションに限定されていました。

それが印刷術の発明とそれ以後の技術の進歩や社会の変化によって、「情報」は、その都度その姿を大きく変貌させてきました。

15世紀半ばにグーテンベルクによって金属活字を使った活版印刷術が発明されると、製紙技術の普及とも重なり、それまでの手写本による方法にかわって安価で大量に「情報」の伝達を可能とするパンフレット(小冊子)が出版されるようになりました。1517年のマルチンルターから始まる宗教改革の運動は、出版物という新しいメディアによって広がりました。

16世紀ヨーロッパの各地に領地を有していたハブスブルク家が領地間を結ぶために整備した郵便のネットワークは、郵便集配日にあわせて定期的に出版物を刊行する「新聞」というメディアを誕生させました。このような定期刊行物は、その後のジャーナリズムの萌芽とみなされます。18世紀初めにニューコメンが実用化し、その後ワットが改良した蒸気機関は、19世紀には各地を結ぶ鉄道のネットワークを出現させました。鉄道はヒトとモノの移動だけでなく「情報」を高速かつ大量に媒介するメディアとなりました。

19世紀半ば以降、モールスによる電信機の発明、ベルによる電話機の発明、マルコーニによる無線電信の発明は、投資や金融を中心として「情報」が世界を一体化する働きを促進し「情報革命」と呼ばれます。

19世紀も終わりに近づいた1886年には、著作権保護に関して「ベルヌ条約」が締結されました。この条約では、著作権は納本や登録などの手続きを経ることなく出版と同時に発生する「無方式主義」が採用されたので、条約に加盟する全ての国内で出版された出版物は、他の加盟国の国内でも自動的に著作権が認められることになり、国境を越えた出版物の流通が保障されることとなりました。日本は、この条約に1899年(明治32年)に加盟しています。

19世紀末にはエジソンが映画を発明し、さらに20世紀に入るとラジオ放送、テレビジョン放送も開始されました。これら新しいメディアによる「情報」の伝達過程も、新聞のそれと同様に、大衆コミュニケーション(マスコミュニケーション)であると言えます。大衆コミュニケーションでは、もっぱら少数の発信者が「情報」を発信し、人数では多数をしめる大衆は、常に「情報」の受信者の立場に置かれがちです。発信者と受信者のあいだに存在するこの「情報」の非対称性(一方向性)のため大衆コミュニケーションでは、大衆は為政者(権力者)に都合のよい「情報」だけを知らされる情報統制が生じることがあります。

ヒトラーが率いるナチスドイツが製作したプロパガンダ映画(宣伝映画)による大衆動員は、映画という視聴覚メディアが理性の働きを経ることなく直観的に感

性に作用しうる特性を有していることもあって、大衆が「効果的」に情報操作された事例として、歴史上の教訓とされるべきでしょう。日本でも第二次世界大戦中の新聞やラジオ放送によって報知された大本営発表の事例が知られます。

日本ではその反省に立って、戦後「真理がわれらを自由にする」とのスローガン(標語)のもと国立国会図書館が設立されました。このスローガンは「国立国会図書館法」(昭和23年2月9日法律第5号)の前文「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」にあらわれています。その理念について当時の国会では「従来の政治が真理に基づかなかった結果悲惨な状況に至った。日本国憲法の下で国会が国民の安全と幸福のため任務を果たしていくためには調査機関を完備しなければならない」(羽仁五郎 参議院図書館運営委員長)と説明されました。

むろん国会議員が「情報」を独占しては民主社会の実現はおぼつきません。行政・司法の各部門はもとより、ひろく国民一般に対しても「情報」は提供されなければなりません。「国立国会図書館法」は第2条で「国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。」と規定し、第21条では「国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、(中略)、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。」と規定しました。さらに「図書館法」(昭和25年4月30日法律第118号)第17条では、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定しています。国立国会図書館は、国内で市販される出版物だけでなく市販されない自費出版物や官庁出版物をも収集し、基本的に廃棄することなく「情報」を蓄積しつつ、各地の公立図書館と連携して、ひろく国民一般の利用に供します。つまり、民主社会の実現のためには、ひろく国民が「情報」にアクセス(接近)できることが重要であり、国立国会図書館および公立図書館はそのことを保障する制度なのです。

図書館が図書その他の資料を収集するのは、「モノ(有体物)」としての資料そのものが目的なのではなく、それに掲載された「情報」が目的ですから、図書館資料は「情報」として取り扱うことが有効です。小説などの文学作品では第1ページの1行目から順に読み進めないと効用が減少するのですが、そのような少

数の例外を除けば、ほとんどの図書館資料は第1ページから順に読む必要はなく「情報」を調べるために利用するものです。大量の図書館資料の中から自分にとって必要な「情報」の所在を知るには、かつてはカードや冊子体の目録で検索をしなければなりませんでした。このごろは「情報」がデジタル化され、コンピュータを利用したデータベースで効率よく検索できるようになりました。インターネットを利用しWeb上で蔵書検索できるシステムもあります。また、図書館司書が提供するレファレンスサービス(参考奉仕)は、利用者が必要とする「情報」へのアクセスを援助してくれます。インターネットを利用しWeb上でレファレンスサービスを提供する図書館も現れています。

図書館がひろく国民一般に「情報」を取り次ぐことを主要な目的としている以上、目録やデータベースによる蔵書検索やレファレンスサービスの質がその図書館の値打ちを大きく左右すると言っても過言ではありません。私たち国民の側でも、このような図書館サービス(図書館奉仕)を活用できるスキル(技能)を身につけることは、民主社会の一員として必須の教養だと言えます。

日本では昭和50年代後半から一部の地方自治体で情報公開に対する関心が高まり、神奈川県などで情報公開条例が制定されました。平成11年には、国レベルでも「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)が制定されました。情報公開制度は行政機関が保有する「情報」を国民の側からの請求によって開示させる制度です。行政機関の「情報」にアクセスすることを国民の権利として認めるものであり、民主的な行政を推進することが目的です。図書館で取り扱う「情報」が既に公表された出版物に限られるのに対して、まだ公表されていない「情報」を国民の側からの請求によって開示させるところに情報公開制度の意義があります。

ひろく「情報」は公表されなければならないとする理念は、行政機関だけでなく企業に対しても及んでいます。ガス器具の事故についての「情報」の隠蔽や、食品の消費期限・賞味期限や原材料についての「情報」を偽装する企業は、社会的に大きな非難の対象となります。金融商品の販売勧誘にあたって商品リスクの「情報」を事前に提示することが厳しく求められるようになってきました。企業の財務状況や経営状況についての「情報」を投資家に対して公表する「IR(インベスターリレーションズ)」の活動も盛んになっています。このような企業が保有する「情報」を利害関係者(ステイクホルダー)に対して開示することを「ディスクロージャー」と称しています。

医療の分野でも、素人である患者が医師など専門家

から十分な「情報」を提供されたうえで自己の治療に関して意思決定する「インフォームドコンセント」の概念が一般的になっています。自由な自己決定のためには正しい「情報」が必要だとする理念は、国立国会図書館のスローガン「真理がわれらを自由にする」に通じます。

コンピュータ技術と電気通信技術が融合し、複数のコンピュータを電気通信回線で接続したコンピュータのネットワークが形成されるようになってきました。インターネットは、もともとは冷戦中にアメリカ軍が開発した軍事技術でしたが、冷戦の終結後に民生用にも開放されました。インターネットの目的は、核戦争によって通信手段が壊滅させられた場合でも運用可能なネットワークを実現することにあったと言われていました。インターネットには中枢となるホストコンピュータがなく、すべてのコンピュータが対等の関係に位置づけられます。各コンピュータから送信される「情報」は、目的とするコンピュータに向かって他のコンピュータを次々と通過していきませんが、その経路は事前に固定されていません。そのためネットワークのほとんどが壊滅しても経路が一つでも生き残っていれば通信できるのです。このような成り立ちに由来して、インターネットには全体を管理する責任主体が存在しないという特徴があります。

インターネットに接続しているコンピュータ内に、他のコンピュータから閲覧できる状態でデータファイルを設置すれば、自分が発信したい「情報」を世界に向けて発信することができます。インターネットには管理者がいないので、それは誰もが自由に実行できる行為です。管理者がいない無秩序さが、良くも悪くもインターネットを特徴づけています。インターネットは、これまでの大衆コミュニケーションが持っていた発信者と受信者のあいだの「情報」の非対称性(一方向性)に風穴をあける可能性を持っています。

しかし、誰もが発信者になりうるためインターネットには玉石混淆の「情報」が大量に流通することとなり、自分にとって必要で正しい「情報」を容易に見つけられない困難さも生じました。インターネットの世界でも寡占化が進行し、事実上は大衆コミュニケーションと同様の「情報」の非対称性(一方向性)が生じつつあります。インターネットという新しいメディアの特性と現状を認識したうえで、自分にとって必要な「情報」を見つけ真偽を見きわめるメディアリテラシーを身につけることが、いま私たちに求められています。

(連絡先: ishikawa.nobuaki@nifty.ne.jp)